

横 手 市 農 業 委 員 会

令和 8 年度 第 5 回

農業委員会総会議事録

令和 8 年 8 月 17 日

令和 8 年度 第 5 回横手市農業委員会総会議事録

令和 8 年 8 月 17 日午前 10 時 00 分より下記案件審議につき、横手市農業委員会総会を条里南庁舎に招集する。

記

1. 議事録署名委員の指名について
2. 議案第 15 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
3. 議案第 16 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
4. 議案第 17 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
5. 議案第 18 号 農用地利用集積等促進計画（案）の審議について
6. 議案第 19 号 農業振興地域整備計画の変更に伴う意見聴取について
7. 議案第 20 号 令和 8 年度秋田県農業委員会大会への政策提案事項（案）について
8. 報告第 6 号 農地の転用事実に関する調査結果について

当日の出席委員

議席No.	委 員 氏 名	出欠	議席No.	委 員 氏 名	出欠
1		欠	13	高 田 恵 律 子	出
2		欠	14	近 江 清 廣	出
3		欠	15	高 橋 馨	出
4			16	佐 藤 吉 治	出
5		欠	17	高 橋 尚 也	出
6	千 葉 肇	出	18		欠
7	佐 藤 仁	出	19	高 橋 康 弘	出
8	高 橋 正 也	出	20	丹 波 賢 太 郎	出
9	佐 藤 勇	出	21	武 藤 吉 喜	出
10	小笠原 夏 子	出	22	木 村 由 美 子	出
11		欠	23	堀 江 一 彦	出
12		欠	24	飯 野 正 和	出

当日の欠席委員

1番	佐 藤 保	委員
2番	佐々木 由紀子	委員
3番	佐 藤 省 美	委員
5番	佐々木 一 誠	委員
11番	新 山 武	委員
12番	千 田 誠 治	委員
18番	小松田 英 人	委員

農業委員会事務局職員

農業委員会事務局	事務局長	岩 瀬 司
	局長代理兼農地振興係長	伊 藤 俊 一
	総務係長	佐々木 真
	総務係主査	佐 藤 絹 子
	農地振興係主査	佐 藤 亨
	農地振興係主査	佐々木 亮
	専門員	塩 田 正 秋
増田地域局	農委事務局副主幹	高 橋 慎
平鹿地域局		
雄物川地域局		
大森地域局	農委事務局主査	高 田 真 紀 子
十文字地域局	農委事務局参事	織 田 秀 介
山内地域局		
大雄地域局	農委事務局主査	大 沼 美 奈 子

議長	本日の出席者数は15名であります。 農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する定足数に達しておりますので、ただ今から第5回横手市農業委員会総会を開会いたします。
議長	日程1、「議事録署名委員の指名について」本件につきましては、「横手市農業委員会総会会議規則」第23条第2項の規定に定める議事録署名委員について、慣例により当職より指名することにご異議ございませんか。
	(「異議なし」の声あり)
議長	ご異議がないようですので、当職より 15番 高橋 馨 委員 16番 佐藤 吉治委員 の両名を指名いたします。
議長	日程2、「議案第15号 農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。
議長	事務局の説明を求めます。
事務局	それでは、説明いたします。申請案件は33件です。議案書2ページをご覧ください。 「1番」から「3番」は、増田地域局管内からの申請です。「1番」、「2番」は、制度改正に伴い、相対利用権設定から農地法第3条による賃貸借に切り替えるものです。「3番」は、経営移譲年金受給のため、使用賃貸借権を再設定するものです。 「4番」から「16番」は、平鹿地域局管内からの申請です。「4番」は、居住予定地に隣接する農地を買い受け、家庭菜園とするものです。議案書3ページをご覧ください。「5番」は、買い受けにより、経営規模の拡大をするものです。「6番」は、同一世帯内の後継者へ、一括贈与するものです。「7番」は、制度改正に伴い、相対利用権設定から農地法第3条による賃貸借に切り替えるものです。「8番」から議案書5ページの「16番」は、新たに設立された農地所有適格法人が、農地を借り受け新規参入するものです。 議案書6ページをご覧ください。「17番」から「19番」は、雄物川地域局管内からの申請です。「17番」は、買い受けにより、経営規模の拡大をするものです。「18番」は、居住地近辺の農地を買い受け、家庭菜園とするものです。「19番」は、譲り受けにより、経営規模の拡大をするものです。 「20番」から「25番」は、大森地域局管内からの申請です。「20番」、議案書7ページの「21番」は、制度改正に伴い、相対利用権設定から農地法第3条による賃貸借に切り替えるものです。「22番」、「23番」は、借り受けにより、経営規模の拡大をするものです。「24番」は、使用貸

	借により、経営規模の拡大をするものです。議案書 8 ページをご覧ください。「25 番」は、経営移譲年金受給のため、使用貸借権を再設定するものです。 「26 番」から「30 番」は、十文字地域局管内からの申請です。「26 番」は、これまで借り受けしていた農地を、買い受けるものです。「27 番」から議案書 9 ページの「29 番」は、制度改正に伴い、相対利用権設定から農地法第 3 条による賃貸借に切り替えるものです。「30 番」は、経営移譲年金受給のため、使用貸借権を再設定するものです。 「31 番」、「32 番」は、山内地域局管内からの申請です。いずれも、制度改正に伴い、相対利用権設定から農地法第 3 条による賃貸借に切り替えるものです。 議案書 10 ページをご覧ください。「33 番」は、大雄地域局管内からの申請です。「33 番」は、買い受けにより、経営規模の拡大をするものです。 以上、配付しております別紙資料「農地法第 3 条調査書」のとおり、農地法第 3 条第 2 項の各号には該当しないことから、許可要件のすべてを満たしていると考えます。説明は以上です。
議長	事務局の説明が終わりました。これより現地調査をされました委員の皆様から、補足等ありましたらご説明をお願いします。 (特になし)
議長	それでは、この件に関しまして皆様からご質問等ございませんか。 (質問、意見等なし)
議長	ご質問がないようですので、お諮りいたします。「議案第 15 号」について、許可することに賛成の方は、挙手願います。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、「議案第 15 号」については、許可することに決定いたします。
議長	日程 3、「議案第 16 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局の説明を求めます。
事務局	議案書 12 ページをお開き下さい。案件は 2 件になります。それでは、ご説明いたします。 「1 番」は、 地域局管内からの申請です。 「農地区分」は、農地法施行規則第 46 条に規定する宅地化の状況が「住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしている程度に達している」区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模がおおむね 10 h a 未満である農地との理由から第 2

種農地と判断されます。

「事業概要」は、申請人は果樹農家で新たに作業場を計画し、自宅及び果樹園に隣接している申請地を選定したものです。

「土地概要」は、申請地は、■■■■地域振興局から■■■■へ約■■■■mに位置しており、地目は登記、現況とも「田」となっております。隣接地の状況は、北側・東側は「田」、西側は「市道」、南側は公衆用道路を挟んで「田」となっております。

「資金計画」は、全額自己資金で対応するとのことで、通帳の写しにより確認済みです。

「排水計画」は、汚水・生活雑排水はありません。雨水排水は自然流下させる計画です。

「被害防除」は、緩衝地を設け、周囲への影響が無いようにすることです。

「意見書」は、土地改良区の管轄外のためありません。

「他法令」については、道路法第24条について許可済みです。

「申請地」は、第2種農地ではありますが、果樹のための作業場を計画したものであり、農地法施行令第4条第1項第2号イに規定する「申請に係る農地を農業用施設、農畜産物処理加工施設、農畜産物販売施設その他地域の農業振興に資する施設として農林水産省令で定めるものの用に供するために行われるもの」であり、「立地基準」及び「一般基準」を満たしていることが書面等により確認できるということから、許可相当に該当するものと考えます。

「現地調査」は、7月31日、佐々木由紀子委員と事務局で実施しております。

「2番」は、■■■■地域局管内からの申請です。

「農地区分」は、農地法第4条第6項第2号の規定から「他の農地区分に該当しない農地」で農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるとの理由から、第2種農地と判断されます。

「事業概要」は、申請人は小規模ながらいぶりがっこを製造してきており、燻り作業について近隣の方に依頼してきたが、今回新たに自前の燻り作業を行う作業小屋を計画し、既存の作業場及び加工施設に隣接する申請地を選定したものです。

「土地概要」は、申請地は、市役所■■■■庁舎から■■■■へ約■■■■kmに位置しており、地目は、登記は「畑」、現況は「樹園地」となっております。隣接地の状況は、北側は「国道」、西側・南側は「宅地」、東側は「樹園地」となっております。

「資金計画」は、全額自己資金で対応するとのことで、金融機関からの残高証明書により確認済みです。

「排水計画」は、汚水・生活雑排水はありません。雨水排水は水路放流及び自然流下させる計画です。

「被害防除」は、周囲に影響は無いとのことです。

「意見書」は、土地改良区の管轄外のためありません。

「他法令」については、特にありません。

「申請地」は、第2種農地ではありますが、燻り作業を行う作業小屋を

	計画したものであり、農地法施行令第4条第1項第2号イに規定する「申請に係る農地を農業用施設、農畜産物処理加工施設、農畜産物販売施設その他地域の農業振興に資する施設として農林水産省令で定めるものの用に供するために行われるもの」であり、「立地基準」及び「一般基準」を満たしていることが書面等により確認できるということから、許可相当に該当するものと考えます。 「現地調査」は、7月27日、高橋正也委員と事務局で実施しております。 以上の案件中の対象地については、市の「地域計画」に影響がないことを農業振興課に確認し、「問題ない旨」の回答を得ております。説明は以上です。
議長	事務局の説明が終わりました。これより現地調査をされました委員の皆様から、補足等ありましたらご説明をお願いします。 (特になし)
議長	それでは、この件に関しまして皆様からご質問等ございませんか。 (質問、意見等なし)
議長	ご質問がないようですので、お諮りします。「議案第16号」について、許可することに賛成の方は、挙手願います。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、「議案第16号」については、許可することに決定いたします。
議長	ここで、本日の出席者数を15名から16名に訂正いたします。
議長	日程4、「議案第17号 農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。
議長	事務局の説明を求めます。
事務局	議案書16ページをお開き下さい。案件は5件になります。それでは、ご説明いたします。 「1番」は、■■■■地域局管内からの申請です。 「農地区分」は、農地法施行規則第44条第3号に規定する「都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域（第一種住居地域）」にある農地であるとの理由から第3種農地と判断されます。 「事業概要」は、借受人は■■■■事業等を目的とする株式会社で、今回、申請地に■■■■施設の建設に伴う工事用仮設ヤードを整備するため一時転用を計画したものです。

「土地概要」は、申請地は、市役所■■■■庁舎から■■■■へ約■■■■k mに位置しており、地目は登記、現況とも「畑」及び「田」となっております。隣接地の状況は、北側は「法定外道路」、西側は「市道」、南側は「畑」、東側は「宅地」となっております。

「資金計画」は、全額自己資金で対応するとのことで、金融機関からの残高証明書により確認済みです。

「排水計画」は、汚水は仮設トイレを設置。生活雑排水はありません。雨水排水は自然流下させる計画です。

「被害防除」は、防護柵を設け、周囲への影響が無いようにすることです。

「意見書」は、秋田県南旭川水系土地改良区から、管轄の農地について「1. 土地改良施設の利用を害さないための工事を施工すること。」、「2. 組合員（所有者）、又は一時利用者の責に帰すべき土地改良区施設の毀損の復旧を行うこと。」、「3. 汚濁物の水路への流入を防止すること。」、「4. 一時利用により、周辺農地に被害等を及ぼさないこと。」、「5. 事業計画を明示すること。」、「6. その他土地改良区の事業に支障を生ずる事項について必要な措置をとること。」、「7. 利用期間の終了後は速やかに農地に復元し、その旨届け出ること。」の条件を順守すれば差し支えない旨、提出されております。

「他法令」については、特にありません。

「申請地」は、第3種農地であり、「立地基準」及び「一般基準」を満たしていることが書面等により確認できるということから、許可相当に該当するものと考えます。

「現地調査」は、7月31日、佐々木由紀子委員と事務局で実施しております。

「2番」は、■■■■地域局管内からの申請です。

「農地区分」は、農地法施行規則第46条に規定する宅地化の状況が「住宅の用若しくは事業の用に供する施設又は公共施設若しくは公益的施設が連たんしている程度に達している」区域に近接する区域内にある農地の区域で、その規模がおおむね10ha未満である農地との理由から第2種農地と判断されます。

「事業概要」は、譲受人は一般住宅の建て替えを計画したが現在の土地は軟弱地盤のため建築が困難となり、他の土地を探したが見つからず、やむを得ず親族の所有地である申請地を選定したものです。

「土地概要」は、申請地は、■■■■地区交流センターから■■■■へ約■■■■k mに位置しており、地目は登記、現況とも「畑」となっております。隣接地の状況は、北側は「県道」、西側は「市道」、南側は「宅地」及び「畑」、東側は「法定外道路」となっております。

「資金計画」は、全額自己資金で対応するとのことで、金融機関からの残高証明書により確認済みです。

「排水計画」は、用水は市上水道から引き込み。汚水・生活雑排水は合併浄化槽を設置。雨水排水は自然流下させる計画です。

「被害防除」は、緩衝地を設け、周囲への影響が無いようにすることです。

「意見書」は、土地改良区管轄外のため、ありません。

「他法令」については、特にありません。

「申請地」は、第 2 種農地であります。一般住宅の建て替えを計画したもので、農地法施行規則第 33 条第 4 号に規定する「住宅その他申請に係る土地の周辺において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」であり、「立地基準」及び「一般基準」を満たしていることが書面等により確認できるということから、許可相当に該当するものと考えます。

「現地調査」は、7 月 31 日、佐々木由紀子委員と事務局で実施しております。

「3 番」は、■■■■地域局管内からの申請です。

「農地区分」は、農地法施行令第 12 条第 1 号に規定する「おおむね 10 h a 以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」であるとの理由から第 1 種農地と判断されます。

「事業概要」は、譲受人の現在の農作業場が集落の中にあり、作業により近隣住民に迷惑をかけていることから、やむを得ず申請地に乾燥調製機等を配置する農作業場を計画したものです。

「土地概要」は、申請地は、市役所■■■■庁舎から■■■■へ約■■■■k m に位置しており、地目は登記、現況とも「田」となっております。隣接地の状況は、北側・東側は「田」、西側は「宅地」、南側は「県道」となっております。

「資金計画」は、全額借入金で対応するとのことで、金融機関からの融資証明書により確認済みです。

「排水計画」は、汚水・生活雑排水はありません。雨水排水は自然流下させる計画です。

「被害防除」は、緩衝地を設け、周囲に影響の無いようにするとのことです。

「意見書」は、土地改良区管理対象外のためありません。

「他法令」については、道路法第 24 条及び都市計画法第 53 条について、事前協議中で許可見込みです。

「申請地」は、第 1 種農地であります。農作業場を計画したものであり、農地法施行令第 4 条第 1 項第 2 号イの規定する「申請に係る農地を農業用施設、農畜産物処理加工施設、農畜産物販売施設その他地域の農業振興に資する施設として農林水産省令で定めるものの用に供するために行われるもの」であり、「立地基準」及び「一般基準」を満たしていることが書面等により確認できるということから、許可相当に該当するものと考えます。

「現地調査」は、7 月 17 日、武藤吉喜委員と事務局で実施しております。

「4 番」は、■■■■地域局管内からの申請です。初めに、本件申請の権利関係についてご説明いたします。本件申請地は、秋田県が施工中である土地改良事業の■■■■地区内であり、創設非農用地換地予定地として定められております。本申請においては、農水省構造改善局長通知により、

農地法第5条の許可申請者は、当該事業主体と当該取得予定者とする旨、定められており、貸渡人が秋田県知事、借受人が農事組合法人■■■■となっております。なお、換地処分後は、借受人が精算金を支払い、当該土地を取得する予定となっております。それでは、議案書の内容についてご説明いたします。

「農地区分」は、横手農業振興地域整備計画において、農用地等として利用すべき土地として定められているとの理由から、農地法第5条第2項第1号イに規定する「農用地区域内にある農地」と判断されます。

「事業概要」は、借受人が代表となっている農事組合法人において、今後、高収益作物であるスイカの栽培を計画し、その選果及び資材等の保管する農業用倉庫兼作業所を計画したものです。

「土地概要」は、申請地は、市役所■■■■庁舎から■■■■へ約■■■■k mに位置しており、地目は登記、現況とも「田」となっております。

「資金計画」は、全額自己資金で対応するとのことで、金融機関からの残高証明書により確認済みです。

「排水計画」は、汚水はありません。生活雑排水は西側水路へ放流。雨水排水は自然流下させる計画です。

「被害防除」は、申請地は周辺も農地から離れており、周囲への影響は無いとのことです。

「意見書」は、秋田県雄物川筋土地改良区から、「計画に係る施設等の造成に際しては、周辺農地及び土地改良施設並びに維持管理に支障がないよう、調整を図り実施すること。」と意見を付して同意する旨、提出されております。

「他法令」については、特にありません。

「申請地」は、農用地区域内にある農地であります。横手農業振興地域整備計画の軽微変更により農業用施設を建築しようとするものであり、農地法第5条第2項ただし書により「農業振興地域の整備に関する法律第8条第4項に規定する農用地利用計画において指定された用途に供するため農地以外のものにしようとするときその他政令で定める相当の事由があるときは許可することができる。」とされていること、「立地基準」及び「一般基準」を満たしていることが書面等により確認できるということから、許可相当に該当するものと考えます。

「現地調査」は、7月28日、武藤吉喜委員、飯野正和委員、佐藤和仁推進委員と事務局で実施しております。

「5番」は、■■■■地域局管内からの申請です。

「農地区分」は、農地法施行令第12条第1号に規定する「おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地」とあるとの理由から第1種農地と判断されます。

「事業概要」は、譲受人は、現在妻と子供■■■■人で実家に居住しているが、同居人数が多いため手狭となっている状態であり、今回一般住宅を計画し土地を探した結果、申請地を選定したものです。

「土地概要」は、申請地は、市役所■■■■庁舎から■■■■へ約■■■■k mに位置しており、地目は登記、現況とも「畑」となっております。隣接地の状況は、北側・南側は「畑」、西側は「宅地」、東側は「市道」となっ

	ております。 「資金計画」は、全額借入金で対応するとのことで、金融機関からの事前審査結果回答書により確認済みです。 「排水計画」は、用水は井戸を利用。汚水・生活雑排水は合併浄化槽を設置。雨水排水は道路側溝に排水させる計画です。 「被害防除」は、緩衝地を設け、周囲に影響の無いようにするとのことです。 「意見書」は、土地改良区管理対象外のため、ありません。 「他法令」については、道路法第 24 条について、事前協議中で許可見込みです。 「申請地」は、第 1 種農地ではありますが、一般住宅を計画したもので、農地法施行規則第 33 条第 4 号に規定する「住宅その他申請に係る土地の周辺において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」であり、「立地基準」及び「一般基準」を満たしていることが書面等により確認できるということから、許可相当に該当するものと考えます。 「現地調査」は、7 月 28 日、武藤吉喜委員、飯野正和委員、佐藤和仁推進委員と事務局で実施しております。 以上の案件中の対象地については、市の「地域計画」に影響がないことを農業振興課に確認し、「問題ない旨」の回答を得ております。説明は以上です。
議長	事務局の説明が終わりました。これより現地調査をされました委員の皆様から、補足等ありましたらご説明をお願いします。 (特になし)
議長	それでは、この件に関しまして皆様からご質問等ございませんか。
7 番佐藤委員	1 番の案件について、3 か月の一時転用となっていますが、自動的に農地に戻るようになるのでしょうか。
事務局	お答えいたします。一時転用であり期間は最長 3 年間となっています。一時転用の場合、事業終了後、農地に復元する規定があります。地目の変更はありません。以上です。
議長	他にご質問等ございませんか。 (特になし)
議長	ご質問がないようですので、お諮りします。「議案第 17 号」について、許可することに賛成の方は、挙手願います。 (全員挙手)

議長	全員賛成ですので、「議案第 17 号」については、許可することに決定いたします。
議長	日程 5、「議案第 18 号 農用地利用集積等促進計画（案）の審議について」を上程いたします。
議長	はじめに、「整理番号 1383 番」は、議席番号 22 番 木村由美子委員の同居の親族の案件となっておりますので、「農業委員会等に関する法律」第 31 条の規定に基づく、「議事参与の制限」により、本案件の議事開始から終了まで退席をお願いします。 （議席番号 22 番 木村由美子委員 一時退席）
議長	それでは、「整理番号 1383 番」について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは説明いたします。所有権移転です。議案書 24 ページの「整理番号 1383 番」は、秋田県農業公社が出し手から買い入れしていた農地を、令和 8 年 9 月 29 日付けの県公告により、受け手へ売り渡すものです。 なお、本農用地利用集積等促進計画につきましては、配付しております別紙資料「農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項」に規定する要件に該当するものと判断します。説明は以上です。
議長	事務局の説明が終わりました。 それでは、この件に関しまして皆様からご質問等ございませんか。 （質問、意見等なし）
議長	ご質問がないようですので、お諮りします。「整理番号 1383 番」について、承認することに賛成の方は、挙手願います。 （全員挙手）
議長	全員賛成ですので、「整理番号 1383 番」については、承認することに決定いたします。 退席委員の入場を認めます。 （議席番号 22 番 木村由美子委員 着席）
議長	次に「整理番号 1426 番、1438 番」は、議席番号 21 番 武藤吉喜委員の自己の案件となっておりますので、「農業委員会等に関する法律」第 31 条の規定に基づく、「議事参与の制限」により、本案件の議事開始から終了まで退席をお願いします。 （議席番号 21 番 武藤吉喜委員 一時退席）

議長	それでは、「整理番号 1426 番、1438 番」について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは説明いたします。権利設定です。議案書 29 ページの「整理番号 1426 番」は、農地中間管理機構である秋田県農業公社が促進計画を定め、県への認可申請を行い、令和 8 年 9 月 29 日付けの県公告により受け手へ貸し付ける予定です。なお、出し手、受け手のマッチングについては、配付しております議案第 18 号別紙資料「農地中間管理事業 貸付・借受予定者一覧」でご確認ください。 続いて権利移転です。現在の受け手から新たな受け手へ、賃借料や残存契約期間について、同一条件で利用権を移転するものです。議案書 31 ページの「整理番号 1438 番」は、農地中間管理機構である秋田県農業公社が促進計画を定め、県への認可申請を行い、令和 8 年 9 月 29 日付けの県公告により新たな受け手へ貸し付ける予定です。 なお、本農用地利用集積等促進計画につきましては、配付しております別紙資料「農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項」に規定する要件に該当するものと判断します。説明は以上です。
議長	事務局の説明が終わりました。 それでは、この件に関しまして皆様からご質問等ございませんか。 (質問、意見等なし)
議長	ご質問がないようですので、お諮りします。「整理番号 1426 番、1438 番」について、承認することに賛成の方は、挙手願います。 (全員挙手)
議長	全員賛成ですので、「整理番号 1426 番、1438 番」については、承認することに決定いたします。 退席委員の入場を認めます。 (議席番号 21 番 武藤吉喜委員 着席)
議長	次に、議事参与の制限の案件を除く「整理番号 1380 番」から「整理番号 1437 番」について、事務局の説明を求めます。
事務局	それでは説明いたします。はじめに所有権移転です。議案書 24 ページの「整理番号 1380 番」から、「整理番号 1381 番」の 2 件は、令和 8 年 9 月 29 日付けの県公告により、秋田県農業公社が出し手から農地を買い入れるものです。令和 8 年 10 月総会以降に受け手へ売り渡す予定です。 なお、「整理番号 1380 番」については買入金額が 800 万円を超えておりますので 7 月 23 日に買入協議を行い、7 月 27 日付けで秋田県農業公社から買入協議が成立した旨の通知を受けております。 議事参与の制限の案件を除く議案書 24 ページの「整理番号 1382 番」

から「整理番号 1387 番」の 5 件は、秋田県農業公社が出し手から買い入れしていた農地を、令和 8 年 9 月 29 日付けの県公告により、受け手へ売り渡すものです。

次に権利設定です。議事参与の制限の案件を除く、議案書 25 ページの「整理番号 1388 番」から、議案書 30 ページの「整理番号 1436 番」の 48 件は、農地中間管理機構である秋田県農業公社が促進計画を定め、県への認可申請を行い、令和 8 年 9 月 29 日付けの県公告により受け手へ貸し付ける予定です。なお、出し手、受け手のマッチングについては、配付しております議案第 18 号別紙資料「農地中間管理事業 貸付・借受予定者一覧」でご確認ください。

続いて権利移転です。現在の受け手から新たな受け手へ、賃借料や残存契約期間について、同一条件で利用権を移転するものです。議案書 31 ページの「整理番号 1437 番」は、農地中間管理機構である秋田県農業公社が促進計画を定め、県への認可申請を行い、令和 8 年 9 月 29 日付けの県公告により新たな受け手へ貸し付ける予定です。

なお、本農用地利用集積等促進計画の共有地及び未相続地に係る利用権設定については、二分の一を超える共有持分を有する者の同意を得ていることを確認しております。また、本農用地利用集積等促進計画につきましても、配付しております別紙資料「農地中間管理事業の推進に関する法律第 18 条第 5 項」に規定する要件に該当するものと判断します。説明は以上です。

議長

事務局の説明が終わりました。この件に関しまして、皆様からご質問等ございませんか。

(質問、意見なし)

議長

ご質問がないようですので、お諮りいたします。議事参与の制限の案件を除く「整理番号 1380 番」から「整理番号 1437 番」について、承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、議事参与の制限の案件を除く「整理番号 1380 番」から「整理番号 1437 番」については、承認することにいたします。

議長

以上をもって、「議案第 18 号」については、「異議ないものと認める。」との意見を付して、横手市長に答申することに決定いたします。

議長

暫時休憩します。

(暫時休憩)

【横手市農業振興課職員入場、着席】

議長	休憩前に引き続き、会議を再開します。
議長	日程 6、「議案第 19 号 横手農業振興地域整備計画の変更に伴う意見聴取について」を上程いたします。
議長	本件につきましては、横手市農業振興課から説明をお願いします。
農業振興課	農業振興課です。よろしくお願いいたします。事前に配付しております、議案第 19 号別紙によりご説明いたします。今回の変更申出は、6 月 5 日までに受付した農振除外案件 1 件となっております。現地調査を 6 月 29 日に実施し、市関係部局と書面にて協議を実施しております。また、7 月 27 日には横手市農業振興地域整備促進協議会を開催し、農振法第 13 条第 2 項の 6 要件で審査しました除外案件をご審議いただき、別段の異議なく、承認可決されましたことをご報告させていただきます。それでは、案件の説明に入ります。 「申出 1」は、登記面積 2,614 m²のうち、除外予定の実測面積は 900 m²となっております。地目は、登記・現況ともに山林です。 申出者は、■■■■に本社がある■■■■設備等の設計・施工・メンテナンスを行う法人です。取引先は、■■■■工業や■■■■、■■■■設備など横手市に所在する企業が多いのですが、本社敷地が手狭なことから、横手市内の販売店から現場へ納品するケースが増えています。販売店に在庫がない場合は、納品までの業務が中断してしまうため、ある程度の資材を確保しておく必要があります。横手市所在の取引先が多いことから、申出地を資材置場とし、生産性向上を図るものです。 農用地の集団化・利用集積・土地改良施設等への支障がないことから、除外は適当と判断いたしました。 今回の案件は、農地以外の地目ではありますが、農振法施行規則第 3 条の 2 第 2 項の規定により、農業委員会の意見を聴くものであります。また、申出地は農地と隣接しておりませんので周辺農地には影響が無い旨確認しております。協議案件は、以上であります。ご協議のほど、よろしくお願いいたします。
議長	農業振興課の説明が終わりました。 この件に関しまして、皆様からご質問等ございませんか。
16 番佐藤委員	この案件自体について特段意見はありませんが、参考までに配付されている位置図を見ると林地になっているが書類上は農振農用地のままということで、たまたま、このような申し出があったので、この機会に農振除外しようということなのかと思います。 申し出 1 の資料を見ると黄色で塗られていますから農用地利用計画では農振農用地ですが、写真を見れば林地がたくさんあります。農振農用地以外の土地の林地であっても、今後、肥培管理する予定の土地であれば農振農用地のままでもよろしいですが、おそらくそういうことではないと思います。

	これも、書類上は農振農用地ですが、実態は林地ということで、肥培管理できない、耕作できない、農地以外の土地、非農地です。このような申し出以外に、実態は分かっているのですから、そちらの方で、農業委員会と連携して、実態をしっかりと把握して農振農用地から除外した方が私は適切だと思います。
農業振興課職員	5、6年に1回見直しとして、いわゆる農用地として利用されない土地を除外したり、全体的なところを見直しする機会がありますので、今ご指摘のとおりそのような土地について外すように検討したいと思います。ありがとうございます。
議長	他にご質問等ございませんか。 (特になし)
議長	ご質問がないようですので、お諮りいたします。 「議案第19号」について、承認することに賛成の方は挙手願います。 (全員賛成)
議長	全員賛成ですので、「議案第19号」については、「異議ないものと認める」との意見を付して、横手市長に答申することに決定いたします。
議長	暫時休憩いたします。 (暫時休憩) 【横手市農業振興課職員退席、退場】
議長	休憩前に引き続き、会議を再開します。
議長	日程7、「議案第20号 令和8年度秋田県農業委員会大会への政策提案事項(案)について」を上程いたします。
議長	事務局の説明を求めます。
事務局	本日お手元に配付しております議案第20号別紙をご覧ください。本案件については、11月1日に由利本荘市で開催される「令和8年度秋田県農業委員会大会」に大会議案として提案するものであり、各地域において検討いただいた政策提案について、取りまとめしものを本日の総会でご審議いただくものです。なお、内容について、まとめられるものは事務局で調整しておりますのでご了承ください。それでは内容を説明いたします。説明は、件名及び提案の概要を申し上げます。 提案①は、「所有者不明農地対策の推進」についてです。提案概要は、相続登記のされていない所有者不明農地が年々増加していることで、ほ

場整備事業等の円滑な実施を妨げているという現状があることから、事業の実施において所有者不明農地がある場合の相続人の同意要件を緩和させること。並びに、相続登記の義務化についての更なる周知徹底、を提案するものです。

提案②は、「畜産振興に係る飼料作物対策」についてです。提案概要は、畜産振興においては、配合飼料の多くを輸入に依存しているため、価格高騰が経営を直撃している状況であることから、国産の飼料作物増産と、安定した供給体制を確立させるために、水田利活用直接支払交付金等での飼料作物の支援の拡大や、交付対象の拡大、耕畜連携助成を経常的な対象とすること。を提案するものです。

提案③は、「耕作放棄地対策等への支援強化について」です。提案概要は、農業従事者の高齢化や減少により、耕作放棄地が増加し、今後更なる拡大が懸念される状況であることから、農業従事者の現状維持を確保できる施策の検討、地域外に借受人候補者が顕在化した際の移動経費などを補填するための財政的支援の導入、放棄地等の環境保全申し出者に対する補助金制度の導入を提案するものです。

提案④は、「ほ場整備事業の促進」です。提案概要は、地域計画のブラッシュアップを進めている中、条件の悪い農地は当然に担い手が見つからず、国の理想とする農地と現場との乖離が大きいこと、また現状として機械の大型化や大区画のほ場が主流となっていることから、農地の集積率向上や遊休農地の発生防止のためにも更なるほ場整備事業の推進とその予算の拡充を提案するものです。

提案⑤は、「地域の実情に合った柔軟な交付金事業の運用と支援策の強化」についてです。提案概要は、「経営所得安定対策等交付金制度」や、令和5年に始まった「畑地化促進事業」においては、要件等のハードルが高いものであったり、全国一律の要件により地域によっては不公平感がぬぐえないものであるため、より地域の実情に合った柔軟な支援策を実施出来るような計画の見直しと運用の検討を提案するものです。

提案⑥は、「イノシシ等の鳥獣による農作物被害の対策強化と農地環境の維持」についてです。提案概要は、近年個体数が激増しているイノシシにより、農作物被害も増加していることで、被害を受けている農家にとっては収入が減るばかりではなく、その修復等に余計な費用と労力を投じなければならず、その負担が非常に大きいこと、また一方では、イノシシの捕獲を担う猟友会員にとっても猟銃の装弾や車両の燃料高騰など、大きな負担となっていることから、鳥獣被害対策に関する用品や経費に対しての補助や支援の拡充。を提案するものです。

以上の6件を、秋田県農業委員会大会への政策提案事項とすることについて、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議長

事務局の説明が終わりました。

この件に関しまして、皆様からご質問等ございませんか。

6番千葉委員

先般8月10日に県畜産振興課から国の飼料生産関係補助事業に係る説明会がありました。山形県や青森県では積極的に動いているが、秋田県がなかなか動かないということでした。これは今までにない補助事業と

	なっています。この提案事項の意義にあったものですので、ぜひ頑張っていたいただきたいと思います。
事務局	ありがとうございました。この案につきましては、昨年に続いての提案ということになっておりますので、要望事項としていきたいと考えております。
議長	他にご質問等ございませんか。 (特になし)
議長	ご質問がないようですので、お諮りいたします。 「議案第 20 号」について、原案に賛成の方は挙手願います。 (挙手多数)
議長	賛成多数ですので、「議案第 20 号」については、異議ないものと認め、原案のとおり秋田県農業会議へ提出することに決定いたします。
議長	日程 8、「報告第 6 号 農地の転用事実に関する調査結果について」を上程いたします。
議長	事務局の報告を求めます。
事務局	議案書 35 ページをお開き下さい。報告件数は 4 件になります。それでは、ご説明いたします。 「1 番」は、■■■■地域局管内です。 「照会地」は、市役所■■■■庁舎から■■■■へ約■■■■k mに位置しております。隣接地との状況は、北側・東側・西側は「宅地」、南側は「市道」となっています。 「土地の状況」は、申請者の亡き父が農地法の知識がなかったため、農地法の許可を受けないまま昭和 50 年に車庫を建築してしまったとのことで、現在も同様の状況であるため農地としての利用は見込めないと判断し、非農地としました。 「現地調査」は、7 月 28 日、武藤吉喜委員、飯野正和委員、佐藤和仁推進委員と事務局で実施しております。 「調査結果」は、7 月 30 日付けで記載のとおり報告しております。 「2 番」は、■■■■地域局管内です。 「照会地」は、市役所■■■■庁舎から■■■■へ約■■■■k mに位置しております。隣接地との状況は、北側は「宅地」、東側は「畑」及び「宅地」、西側は「市道」、南側は「宅地」及び「田」となっています。 「土地の状況」は、申請者の亡き祖父が昭和 23 年頃に農地転用許可が必要であることを認識しないまま、住宅を建築してしまい、令和 4 年 5 月に解体したとのことで、現在は更地で土地が固く締まっている状態で

あることから、農地としての利用は見込めないと判断し、非農地としました。

「現地調査」は、7月28日、武藤吉喜委員、飯野正和委員、佐藤和仁推進委員と事務局で実施しております。

「調査結果」は、8月3日付けで記載のとおり報告しております。

「3番」は、■■■■地域局管内です。

「照会地」は、市役所■■■■庁舎から■■■■へ約■■■■kmに位置しております。隣接地との状況は、北側・西側は水路を挟んで「市道」、南側・東側は「田」となっています。

「土地の状況」は、申請者の亡き父が平成11年9月に父の甥が所有する土地の贈与を受け、住宅を建築する予定としていたが、農地転用許可の手続きを失念し土盛りを行ったまま現在に至っているとのことで、現在は砂利等により地盤が締まっている状況のため、農地としての利用は見込めないと判断し、非農地としました。

「現地調査」は、7月23日、佐藤保委員、木村由美子委員、佐藤直推進委員と事務局で実施しております。

「調査結果」は、7月27日付けで記載のとおり報告しております。

「4番」は、■■■■地域局管内です。

「照会地」は、市役所■■■■庁舎から■■■■へ約■■■■mに位置しております。隣接地との状況は、北側は用悪水路を挟んで「田」、東側・西側は「宅地」、南側は「市道」となっています。

「土地の状況」は、申請者の亡き祖母が昭和51年5月に農地法第4条許可を受け建物を建築したが、地目変更登記を失念したとのことで、現在も同様に利用されていることから、農地としての利用は見込めないと判断し、非農地としました。

「現地調査」は、7月27日、丹波賢太郎委員、佐々木健明推進委員、齊藤久美子推進委員と事務局で実施しております。

「調査結果」は、7月27日付けで記載のとおり報告しております。報告は以上です。

議長

事務局の報告が終わりました。

これより、現地調査をされました委員から、補足等ありましたらご説明をお願いします。

(特になし)

議長

この件に関しまして、皆様からご質問等ございませんか。

(質問、意見等なし)

議長

ご質問がないようですので、「報告第6号」の報告を終わります。

議長

以上をもちまして、第5回総会を閉会します。

ご協力ありがとうございました。

(11 時 05 分) 閉会

上記会議の顛末を記録し、その内容の相違ないことを証するためここに署名する。

横手市農業委員会

令和 8 年 8 月 17 日

議 長 飯 野 正 和

署名委員 高 橋 馨

署名委員 佐 藤 吉 治